資料２

第１１次栗東市交通安全計画策定の流れ

【令和３年度～令和７年度まで５年間】

本計画は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進していくため、交通安全対策基本法の規定により、国が定めた「第１１次交通安全基本計画」に基づき作成された「第１１次滋賀県交通安全計画」を踏まえ作成するものです。

これまで、この法律に基づき第１次から第 10 次にわたる交通安全計画を作成し、計画に沿って各種施策を推進してきました。

前計画が、平成２８年度から令和２年度までの５年間の計画期間であり、令和３年度から令和７年度までの５ヵ年の計画を、７月に県が策定したことから、それを受け市においても空白年度が生じないよう年度内の３月までに作成するものです。

令和３年７月１９日　第１１次滋賀県交通安全計画策定　滋賀県交通安全対策会議にて決定

↓

令和３年１１月１８日　第１回栗東市交通安全対策会議　→　意見による修正

↓

令和３年１２月　環建常任委員会で説明　→　素案説明

議会説明会で説明　→　素案説明

↓

令和４年１月上旬～　パブリックコメント実施

↓

令和４年２月上旬　総合調整会議　→　意見修正説明

↓

令和４年２月中旬　第２回栗東市交通安全対策会議　→　決定

↓

令和４年３月　議会報告　一般公表　ホームページ公開